

みさと地域見守りチーム活動事業実施要領

平成23年9月26日訓令第13号

第1 目的

地域資源を最大限に活用しながら、地域住民主体で要援護者の見守りを行うことにより、単身高齢者や高齢者のみ世帯、障がい者のいる世帯等であっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域支え合い体制づくりの推進を図る。

第2 事業の内容

地域住民が主体となり「みさと地域見守りチーム」(以下「見守りチーム」という。)を結成し、要援護者等に対する日常的な見守りや声かけ等を行うほか、災害時等には安否確認や避難支援を行う。

第3 事業の期間

本事業は、平成23年度に開始し、翌年度以降も継続して実施する。

第4 見守りチームの構成

(1) 見守りチームの構成員は、自主防災組織が担当する行政区(以下「担当区域」という。)に居住する者を基本とし、次に掲げる者の中から6人程度で構成することとする。

- ①自主防災組織役員等
 - ②民生児童委員(担当区域に居住する民生児童委員がいない場合は、当該担当区域を担当する民生児童委員をもって充てる。)
 - ③メンタルヘルスサポーター、認知症サポーター、看護師、保健師、ヘルパー等の有資格者
 - ④消防団員(担当区域に居住する消防団員がいない場合は、当該担当区域を担当する消防団員をもって充てる。)
 - ⑤見守りチームへの参加意欲のある住民
- ただし、①、②、④については、最低1名以上を確保すること。

(2) 社会福祉協議会職員については、見守りチーム活動の実効性を確保するための後方支援を行う観点から、準構成員として扱う。

(3) 町職員については、担当職員が災害時に担当区域ごとに安否確認等の対応を図ることから準構成員として扱う。

第5 事業の報告

第2に規定する事業を行った見守りチームは、その内容を「みさと地域見守りチーム活動報告書(様式第1号)」により、町に報告するものとする。

第6 報償費

(1) 町は、次に掲げる要件を満たしている見守りチームに対し、人材育成及び活動に係る費用として、平成23年度に限り、1見守りチームあたり54,000円の報償費を支給するものとする。ただし、報償費の支給は、1担当区域につき1見守りチームに限るものとする。

①平成23年度中に見守りチームを結成し、第2に規定する事業を行うこと。

②平成24年度以降も継続して第2に規定する事業を行うこと。

(2) 見守りチームは、(1)に規定する報償費を、「みさと地域見守りチーム活動報償費請求書(様式第2号)」により、町に請求するものとする。

(3) 町は、見守りチームが提出する「みさと地域見守りチーム活動報告書(様式第1号)」及び「みさと地域見守りチーム活動報償費請求書(様式第2号)」を審査し、適正と認めるときは、当該見守りチームに対し(1)に規定する報償費を支払うものとする。

附 則

この訓令は、平成23年9月26日から施行する。